

第 1 5 回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 2 年 1 1 月 2 6 (木曜) 午前 9 時 3 0 分 開会			
	休憩 10:43-10:55, 11:29-11:31, 11:38-11:39			
	午前 1 1 時 4 3 分 閉会			
	休憩時間： 0 時間 1 5 分		会議時間： 1 時間 5 8 分	
会議場所	役場 3 階 本会議場			
出席委員 氏 名	委員長 立川 美穂	委員 梶澤 幸治		
	副委員長 渡辺洋一郎	委員 寺町 平一		
	委員 中田智恵子	委員 広瀬 重雄		
	委員 橋本 和仁	委員 常通 直人	議長 早苗 豊	
説明員	保健福祉課長	大野 邦彦	住民生活課長	藤野 元成
	保健福祉課長補佐	塚田 直子	生活環境係長	齋藤 和也
	高齢者相談係長	杉山 真理子		
	高齢者相談係主査	柳澤 倫世		
	介護保険係長	林 宏明		
	介護保険係主事	永森 健太		
参考人				
欠席委員 氏 名				
事務局職員	事務局長 仲野 裕司	主査 上田 瑞紀		
『会議に付した事件と会議結果など』				
1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。				
2 議 件 (1) 調査事項 ア 第 8 期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について 委員長：担当課から説明願う。 保健福祉課長：10月28日に芽室町総合保健医療福祉協議会の第2回高齢者介護部会で計画の素案を協議した。詳細は担当から説明する。 高齢者相談係主査：資料1-1について。第1章計画の基本的事項については法的位置づけ等を記載。第2章高齢者を取り巻く状況については第11回厚生文教常任委員会にて説明済み。第3章基本目標と施策体系について、基本目標1は「社会とのつながりが可能な心身の健康の維持」とし、関連する事業は38ページ表に記載の24事業。基本目標2は「何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる」とし、関連する事業は39ページ表に記載の16事業。基本目標3は「重度化防止、自				

立支援に向けた介護基盤整備」とし、関連する事業は40ページ表に記載の6事業。基本目標1の重点事業は、高齢者支援活動推進事業、高齢者体力増進教室開催事業、機能訓練・脳活性化教室開催事業。基本目標2の重点事業は、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター養成事業としている。

介護保険係主事：基本目標3について、さまざまなサービスの中から利用者にとって真に必要なサービスを提供できる体制を目指すことを方針とし、施設整備の方針を記載のとおり設定した。支えあいの町づくり人材育成事業は、7期計画で実施していた福祉人材確保対策事業を変更したもの。第8期計画期間中の介護保険料については70ページに記載。9月時点の数値を基に6430円と見込んでいるが、現在11月時点の数値で再計算しているため、変更がある見込み。

保健福祉課長補佐：資料1-2について。地域包括支援センター外部委託に係る経過、スケジュール案は資料記載のとおり。参考として十勝管内、道内、全国の委託状況を資料添付している。

委員長：資料ごとに質疑を行う。資料1-1の50ページまで。

広瀬委員：コロナ禍に対応した文言が盛り込まれているとのことだが、数か月で解決するものではなく、計画期間中コロナに向き合っていかななくてはならない。全体的にそれを意識した内容になっているのか。

保健福祉課長：10月29日に開催された部会で、「新型コロナウイルス感染症に関する事項が記載されるとよい」という意見が出されたことを踏まえて記載したもの。

広瀬委員：計画としてはいい。感染の不安から介護サービスを控える等の声もあるが、現状にどう対応していくのか。

保健福祉課長：ここ数か月の介護サービスの状況は、訪問系、通所系のサービス控えがあると感じている。コロナ禍の影響でサービス量が落ちる懸念もあるが、介護保険事業計画では通常どおりの介護サービスが受けられるような算定で給付を見ている。また、通いの場に関しても出控えが見受けられるが、乗り越えていくような対策を8期高齢者福祉計画の中で盛り込み、介護予防に取り組んでいく内容で取り進めているところ。

広瀬委員：介護や高齢者の健康の不安にコロナの不安が加わっている。そこを意識して計画を作っていただきたい。また高齢者施設のクラスターに対するリスク管理については計画に含まれているのか。

保健福祉課長：この計画では言及していない。ただコロナに関するものや生活面での不安など、ここ数週間の相談件数は増加の傾向がある。保健福祉課としても総合的にコロナ等の感染対策を講じる姿勢で臨んでいきたい。

広瀬委員：計画はこれから見直すもの。リスク管理について盛り込むべきと思うが。

保健福祉課長：この場に出されている意見等を計画の中で盛り込めるよう検討したい。

中田委員：「心配ごと相談」について。8050問題というのがある。芽室町では引きこもりの子どもを持つ高齢者の実態や相談などはあるか。

保健福祉課長：計画にある「心配ごと相談」は社会福祉協議会で実施しており、窓口は社会福祉係である。保健福祉課の個別の相談としてはさまざまなものが寄せられており、各部署が連携し取組を進めている。

中田委員：どこに相談したらいいのかわかりにくい。何か文言があると町民に優しいのではないか。また、そういった相談があった場合、支援までの流れはどのようになるのか。

保健福祉課長：基本的な相談は町包括が行っており、年金や保健、生活保護の問題等があれば、それぞれの担当部署につなげている。常日頃のPRや表示は大切なので、意識しながら対応していきたい。

常通委員：「機能訓練・脳活性化教室開催事業」について。「新型コロナウイルスの感染が拡大し、やむを得ず教室を休止した際には、」という文言がある。さまざまな感染症がある中、コロナに限定したものと読み取れるが。

保健福祉課長：部会の意見を受けてこの文言を追加したもの。5月の緊急事態宣言時は、介護予防教室等の閉鎖を行ったが、普段の教室では参加者の意欲や健康管理を重視しているので、感染対策をしっかりと行った上で、よほどのことがない限り休止しない方針で臨んでいる。また参加者がインフルエンザにかかった場合は、出席をやめてもらうようお願いしている。

常通委員：行うことは否定するものではなく、コロナに限定する文言となっているため検討していただきたい。

保健福祉課長：文言について改めて検証したい。

委員長：資料1-1の50ページから最後まで。

寺町委員：介護保険料について。第5段階は月額6,040円が6,430円になる。年金者が多い中保険料が上がるということだが、介護保険の運営が本当にできなくなるのか。

保健福祉課長：サービス量や第1号被保険者の数、あるいは実際に介護サービスを受ける対象者の推計など、それらを総合的に見ている。芽室町の高齢化率は、十勝管内では他の市町村よりも低く、これから高齢者が増加していく。中でも、75歳から80歳代の実際に介護サービスを受けている方や認定を受けている方が増加する。逆に、従来から高齢化率が高い市町村は、新たに認定を受ける方や高齢者が減少する局面にある。こういったことから、芽室町は保険料がしばらく上がる推計をしているが、加速度的に上がっていくのはいいとは思っていない。令和2年度の決算見込みや基金の取り崩し等総合的に見ながら判断していきたい。

渡辺委員：保険料はかなり上がる印象。6,430円に上がった場合、道内でもトップクラスになる。要因はどこにあるのか。

保健福祉課長：芽室町の高齢化率の問題がある。現在率が低いからこれから上がる要素がある。介護サービス面では、施設系が多いことも要因。ただ居宅サービスも訪問系含めて充実してきており、8期計画では地域密着系を除き新たな施設の整備計画は当面考えていない。町としては居宅在宅系のサービスに向ける取組や、それ以前にまず介護の認定を受けないような、介護予防に力を入れながら今後の介護保険料の抑制をしたいと考えている。一方で介護保険財政の健全な運営も大事なことであり、基金取り崩しのことも含め、そういった財政基盤も、しっかりと固めていく必要があると考えている。

渡辺委員：施設が多いため必然的に保険料が上がる仕組みになっている。コロナで収

入が減っていく中、柔軟に町民の生活を考え検討していただきたい。

保健福祉課長：コロナに関連して、生活が大変になっている方が増えているという認識を我々も持っており、6月の定例会でコロナ関連の減免に関する条例も提案させていただいた。コロナが終息に至らない状況がこれからも続く想定しており、コロナ関連の生活対策等については町として総合的に取り組んでいく必要があると考えている。一方で介護保険財政は、高齢化の問題やサービスを受ける人の増加と、介護保険会計として給付を適正に行っていくという両方を見ていく必要がある。まずは令和2年度の決算の状況を見ながら、今後の対応を検討していく必要があると考えている。

広瀬委員：介護保険料の議論というのは、介護保険がスタートしてからあったと認識しているが、高齢化率が上がり施設が整備されている状況から見て仕方ないものと考えている。当然保健福祉課として、これから先の高齢化率の推計をしているだろう。総合計画にも数字が出ているが若干上がっているのではと思っている。まずその数字を聞かせていただきたい。町民に対しこれから高齢化になるんだ、と言うよりも具体的な数値を知っていただくのも一つの説明責任と思う。

保健福祉課長：総人口については、住民基本台帳のデータであり総合計画の数値とは若干の相違がある。高齢化率は、5月現在の数字となっているが最終的には10月の数字に置きかえて計画を策定する。今後は高齢化率も重要だが、認定率がポイントになると考える。いかに健康寿命を長くするか、介護認定に至らないような努力を続けていくかが大事だと思っている。健康年齢が伸びるような取組を今後も進めていく必要があると考えている。

広瀬委員：これから在宅に向けてという方向性は理解するが、在宅サービスを受ける方が増えることにより職員の業務も増えると思うが人数は足りるのか。

保健福祉課長：職員数の計画は人事担当部局が持っている。現在直営で行っている訪問に関して、個別に対応し切れない部分があり、外部委託の契機だという話をさせていただいたが、高齢化社会が進むことで、職員のマンパワーが増えていくという側面は否めない。ただリハビリに関しては、居宅系で行うことで施設に行くことを抑制できる面もある。そういったサービスが帯広市や均衡の町でもできているので、活用する努力も必要と考えている。

常通委員：施設整備について、待機状況の調査を実施しながら必要に応じて検討することのことだが、具体的な説明を。

保健福祉課長：介護保険サービスはほとんどが民間のサービスとなっている。施設系では平成24年の特養の増床以降大きな動きはない。これから期待される地域密着型が主流になるため、施設系の整備は当面ないとしている。居宅についてはきめ細やかなサービスが増えており、更に充実したものになることを期待している。

委員長：資料1-2の質疑を行う。

常通委員：包括の外部委託について、対象者が5,500人であるため委託事業所は1か所との説明が以前あった。帯広市や音更町は複数の事業所に委託しているが、方向性は町としてどのように考えているのか。

保健福祉課長：高齢者人口3千～6千人に1か所となっていること、また地域を2つ

に分けることできめ細やかにできる側面もあるが、地域による違いがデメリットになる。音更町の人口は芽室町の3倍であり、高齢者人口からも3か所にしていると思われる。

常通委員：委託先を選定するにあたっての考え方は。

保健福祉課長：より質の高いサービスを提供できるのであれば、広く公募するというのが町の姿勢である。芽室町で介護保険事業を展開している3つの法人に町の考え方を示し意見交換を行っている。今後は正式に令和3年度予算や8期計画で確定させた上で慎重に取り進めていく考えである。

渡辺委員：委託料について。前回調査時は近隣市町の委託料を調査しており適切に算定していくとの説明であったが、進捗状況は。

保健福祉課長：3職種の人件費や事務的な経費、管理経費がかかる。金額については積算をしている最中であるため、今後予算の中で示していきたい。

渡辺委員：現在予算立てている地域包括支援センター運営事業費よりも外部委託にすると上がる見込みか。

保健福祉課長：包括業務以外の業務もあるので一概には言えないが、3職種の単価は全国的に示されているため、それがベースとなる。

渡辺委員：民間委託した際の公正中立性を心配している。直営の場合、バランスよくそれぞれの居宅支援事業所に振り分けられる。民間に委託した場合、自身の法人事業所を利用させるような力が働くのでは。それに対するチェック体制は。

保健福祉課長：地域包括支援センターについては市町村が責任を持つことになっており、外部委託を進めながらも当面は伴走体制を取りたいと考えている。地域包括支援センター自体は公共性、公平性が求められるので、契約や仕様の中で謳い、伴走体制の中で注意を払っていく必要があると考える。

渡辺委員：系列事業所のサービス利用につなげるため包括を受託したいという事業所は多い。町として民間委託のメリットもあるが、チェック体制が働かないと軋轢を生んでしまう。今後計画ができ、細かい仕様を考えていくということだがチェック体制についての考えを改めて伺いたい。

保健福祉課長：3法人のうち2法人は芽室町以外で包括を受託している実績がある事業所であるが、意見交換の中でこういったことが大変だったか尋ねたところ、自治体ではない法人が包括の業務を行うことが理解されず、信頼を得るのに受託して数年かかったということであった。委員が指摘する懸念や心配は町民や利用者にもあるということを確認している。ただ、地域包括支援センターは介護保険制度の枠の中で一つの核となるものだと思っているので、委託者・受託者がお互い責任の中で切磋琢磨してサービスの向上につなげる努力が必要だと考える。職員としても育ててきた人材が3職種それぞれいるので、そういった人材の能力をこれからも高めていく方向で取り組んでいきたい。

広瀬委員：事業所は公の仕事をしながらか経営もやっついていかななくてはならない。町の委託を受けるということは町の考えを受け継ぎ業務を行うということ。それが住民や利用者の安心につながると考えるが。

保健福祉課長：保育所や特養を直営から委託した経緯がある。包括は介護保険制度が

始まってからここ数年で大きな節目があり、総合事業や地域支援に関する取組がより重視される傾向にある。平成12年前後から町外の福祉法人等が参入し一定程度の社会資源といった基盤が充実してきたという認識でいる。今後包括についても今までの背景を大切にしながら、また町独自の傾向や特性を踏まえ外部委託できたらと考えている。

広瀬委員：事業所との意見交換の中で、現在芽室町で事業を行っている事業者の意向は聞いているか。

保健福祉課長：8月9日に大まかに町の方針をお話しさせていただき、その法人が展開しているサービスについての具体的な意見交換も行った。町の方向性については理解していただいたと思っている。また、さまざまな地域で包括を受託している上での課題等を把握し、芽室町でやるとしたらといった話にも踏み込んでいるが、正式に決定したわけではないので、感触を確認したというところ。れからも情報・意見交換しながら進めていきたいと考えている。

広瀬委員：地域の事情を把握している事業者にやっていただくサービスを受ける側の高齢者や住民は安心する。まずは自分たちの地域でできることは地域で、ということをもっと前提に持たなければならないのではないかと。これから選定作業を行うスケジュール案となっているが、民間とのやりとりを行っている担当課も選定に関わるのか。

保健福祉課長：帯広市と音更町の外部委託に関する事情経過についての情報を持っている。委託をするに当たりさまざまなルールに従って行う必要があり、その一つが公募であり、公平・公明性を意識しての取り進めを考えている。そして地元にあるものを大切にというのは当然のことだと思っており、包括に関して言えば社会資源が充実している環境を踏まえ地域でできることは地域でということも反映できるように検討したい。

渡辺委員：地域包括支援センターは地域包括ケアシステムを作っていくところで、最も核となる大切なセンターだと認識している。今後外部委託にしたときに、町としてその包括ケアシステムをどう構築していくのか改めて伺う。

保健福祉課長：介護に至らないような普段の生活などを意識しながら、健康づくりそして介護サービスの充実が重要と考えている。介護保険が始まって20年経つが、大きな方向性は外部委託で変わるものではないと思っている。人材育成も含めた取組に力を入れ、その手法として外部委託によってそれらの機能や方向性を定めていくという考え方で、外部委託を取り進めていきたいと考えている。

委員長：資料1-3は部会の報告書であるため質疑は省略する。

以上で調査事項「ア 第8期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について」を終了する。

イ 新中間処理施設整備基本構想について

委員長：担当課から説明願う。

住民生活課長：十勝圏複合事務組合における新中間処理施設整備基本構想については、昨年11月に素案がまとまった段階で概要説明している。

その後、昨年12月20日から今年1月20日までパブリックコメントを実施、計6会場で住民説明会が開催された。住民説明会には計334名が参加、パブリックコメントでは96人から262件の意見があった。主には「ごみ減量化を図るべき」、「事業費が高額である」、「リニューアル方式により住民負担を減らすべき」、「水害の発生時に建設候補地は危険である」という意見や、「住民が意見を述べる場をつくってほしい」、「住民が納得できるようもっと時間をかけるべき」など進め方に対する意見もあった。併せて、帯広市洪水ハザードマップの改訂や、管内全19市町村の共同処理となることから、当初予定していた令和元年度内の基本構想決定を見送り、令和2年度で追加調査を実施し、改めて基本構想を策定することとなったもの。

資料2-1が追加調査報告書の概要版となる。追加調査項目は表に記載の3項目。追加調査結果の概要について、(1)の減量化・資源化では、管内19市町村及び先進自治体（富良野広域連合・網走市）の取組状況を踏まえ、「構成市町村と組合が連携して住民や事業者に対する減量化、資源化に取り組む」、「生ごみは各構成市町村の地域の現状を踏まえた中で堆肥化等により減量化や資源化を推進する」、「新施設を活用した環境教育と余熱の更なる有効活用を目指す」、「ごみ処理担当係長職で構成する「ごみゼロ検討委員会」による情報共有や連携強化を図る」としている。(2)の治水に関しては、帯広市洪水ハザードマップや帯広開発建設部の浸水シミュレーションにより20mメッシュごとの詳細な想定浸水深を調べており、2ページのとおり建設候補地ごとのデータを整理。浸水深に差はあるが、いずれも洪水浸水想定区域内となり、C地区以外は家屋倒壊等氾濫想定区域となる氾濫流区域・河岸浸食区域に含まれる部分があり、家屋倒壊等氾濫想定区域に建築物を建設すべきではないなど、②に有識者の意見を記載している。いずれの候補地においても、盛土等の浸水対策が必要となる。(3)の整備方法については、近年整備した先進自治体（長野広域連合・久留米市）の事例、リニューアル方式では函館市の事例を調査しており、その調査結果のポイントを記載。リニューアル方式では、更新工事期間の6年間におけるごみ処理能力の不足により余剰ごみの課題が残るところ。

資料2-2、基本構想（原案）について、昨年の当初案から変更になった箇所を中心に、1「基本構想策定の趣旨」として、令和9年度の供用開始を目指す新中間処理施設の整備に必要となる、ごみ処理方式や建設予定地の選定、事業方式、事業計画などの基本的な方向性を示すものとして策定するもの。士幌町と上士幌町が新施設での共同処理に参加することとなり、管内全19市町村のごみを共同処理することになる。2「ごみ処理の基本条件の設定」は、今後人口減少が見込まれるため、供用開始時の令和9年度をピークとしてごみ処理量を推計し施設規模を定めた。各市町村のごみの減少率からの推計や実績の最小値を採用し、士幌・上士幌のごみを加えて最小限の施設規模とし、焼却処理施設の施設規模は前回案の286t/日から290t/日に、大型・不燃ごみ処理施設は前回案と同じ46t/日としている。3「ごみ処理方式の検討」に変更はなく、ストーカ式を選定。4「ごみ処理システム」については、(2)の「ごみ減量化・資源化」について追加記載しており、環境教育の充実と「ごみゼロ検討委員会」での情報連携により、取組を進めるとしている。5「建設候補地」では、(3)「追加調査の結果」を追加記載しており、家屋倒壊等氾濫想定

区域に該当するエリアがないC地区を候補地としている。6「環境自主基準の設定」に変更はない。7「事業計画」について、概算事業費は前回案の税抜286億円が税抜290億円となり、事業工程の基本構想策定期間は延びたが、建設工事や供用開始の時期に変更はない。8「事業方式」の変更はない。

資料2-3、住民説明会及びパブリックコメントについて、住民説明会を12月7日から20日までの間に10会場で開催予定。芽室町は12月19日に中央公民館で開催。新型コロナウイルス感染症対策のため、事前申し込み制で人数を制限しての開催となる。また、パブリックコメントは12月7日から1月6日まで実施。

明日の組合議会を経て構想案として決定した後、パブリックコメント等が実施されることになる。また、令和3年度から鹿追町と新得町がごみの共同処理に加わることから、12月議会で十勝圏複合事務組合規約の変更について提案を予定している。

委員長：資料ごとに質疑を行う。資料2-1から。

常通委員：現在本町のごみの収集や分別の仕方は他市町村と違うところがあり、ごみの収集の仕方がある程度統一した方が住民にとってはわかりやすいと思うが、今後の考え方や周知方法などを伺いたい。

住民生活課長：ごみ処理基本計画の策定中であるが、総合計画に併せて期間を設定する予定であり、それまでの間は今の旧処理施設での取組になるため収集方法は変わらない。国からは製品プラスチックも分けて資源化する方向性が出されているため、それらの状況を見ながら検討していく。

常通委員：ごみの減量化や資源化の取組が大きく全面的に出ている。住民に説明しながら取り組んでいただきたいと考えるが。

住民生活課長：住民には分別や収集を現在も協力していただきながら進めているので説明も行いながら取り組みたい。

広瀬委員：芽室町の色付きごみ袋は分別の徹底ということで現在に至っており、有料化も含め先進的な取組がスタンダードであると理解しているが、他市町村からの転入者からは分別が面倒だという声がある。十勝圏複合事務組合では細かい議論はされない。分別や資源化について担当者レベルで徹底して議論し、19市町村の足並みを揃える必要があると考えるが。

住民生活課長：色付きごみ袋は転入者にとってわずらわしさがあると思われるが、環境審議会で見解交換した中では、当初戸惑いはあったが分別をしっかりとできるため転入者には慣れていただくことが大切ということで、このまま継続した方が良いという意見が多数であった。分別方法については広く意見を聞き今後どうするか進めたい。また、ダイオキシンの関係で処理施設の整備、維持管理に高額な負担が生じるということで、単独の処理施設を持つには厳しい状況となっている。くりりんセンターは人口減少ということもあり、まだ受け入れ余力があるということで令和3年度からは、新得町、鹿追町も加入して共同処理していくことになる。経費的な面と効率化も含め共同処理に向いている状況である。

広瀬委員：それぞれの構成市町村で収集方法が違うのはやむを得ない。芽室町では洗浄してプラごみにする。ある町は洗わず燃えるごみに入れる。構成市町村の中でも

扱いが違う。面倒くさいという町民の意見につながっていると思うが、容器包装リサイクル法で分別をしなければならない。国もごみの減量化をしていかなければならないという方向であり、構成市町村間でしっかり議論してもらいたい。

住民生活課長：芽室町は色付きごみ袋を使っていることや、収集事業者も分別されていないごみは収集しないというように徹底している状況から分別は管内で一番よいと言われている。他市町村も減量化したい思いは一緒である。収集運搬は市町村それぞれが責任を持って行うが、焼却や中間処理以降は共同処理であるので、この収集運搬についてもできるだけ同じような取組をやっていけるようごみゼロ委員会において議論しながら進めていきたい。

寺町委員：焼却した余熱の利用を検討するとのことだが、何に利用されるのか。

住民生活課長：熱回収すると発電される。廃熱ボイラーで回収した蒸気を利用してタービンで発電を行う仕組み。建設するに当たって熱の回収率も一定程度求められており、現時点ではエネルギー回収率を20.5%ということで計画を進めていくこととしている。

寺町委員：札幌市の焼却炉を見学した際、熱を利用してハウス栽培を行っていた。そういった考えは。

住民生活課長：熱利用は施設内での利用と売電となっている。

寺町委員：国がCO₂を2050年までにゼロにすると表明した。それに対応した施設が必要だと思うが、建設費の検討はされたのか。

住民生活課長：ストーカ式という焼却方式が選定されているが、安定性・経済性・環境性の3つで評価したときに、いずれもCO₂の排出が低く環境に優しい方式である。

委員長：次に資料2-2の質疑を行う。

橋本委員：1年遅れでの建設ということで費用高くなっている。芽室町で負担する額はどのようになるのか。

住民生活課長：くりりんセンターが売電した額の1/3を基金として積立しており、基金の取り崩しを行うことで現在の分担金と変わらないように調整される。

橋本委員：建設費ということか。

住民生活課長：大きな機械更新など分担金に含まれており、建設費についても含まれている。

渡辺委員：ごみ排出量の推計方法は、排出量減少市町村は減少率を乗じ、そうでない市町村は実績中の最小値をごみ排出量とするとされているが、芽室町はどちらに当たるのか。

住民生活課長：組合で試算している。過去5年の実績によるが、芽室町はわずかに減少しているため、減少率を使ったと推測する。

渡辺委員：今年度策定されるごみ処理基本計画について。ごみの減量化について、くりりに運ぶ量によって分担金が変わってくるのであれば、住民に協力いただいて減量化を進めていくということも非常に重要だと思うが、焼却施設ができることにより住民にどういった影響が出てくるのか、今後の説明はどのように行っていくのか。

住民生活課長：分担金の仕組みは、建設費等の資本的な部分の固定経費と、ごみの量に応じた算定額がある。ごみの量が減少すれば運営費が下がるため分担金も下がると

いう仕組み。当然各市町村も認識しており、資源化や減量に取り組んでいく。また住民の方々に御協力いただきながら推進していくという姿勢である。

渡辺委員：ごみ処理基本計画の進捗状況や、今後の議会への説明は。

生活環境係長：これまでの数値からの現状分析や、町民からの声を伺い課題を抽出し、どういった形でごみを適正に排出できるのかの検討を進めている。課題抽出と現状分析については環境審議会で意見を伺った。現在は今後の取組事項を整理しており関係機関に意見を伺い最終的に進めていく。委員会への説明は年明けを予定しており最終的な概要を説明したい。

委員長：資料２－３の質疑を。

(なし)

広瀬委員：先ほどの質疑に追加をしたいがよろしいか。

委員長：はい。

広瀬委員：ごみ分別の関係で、容器包装リサイクル法ということでお話させていただいたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中でしっかりと分別、また焼却を行っていただきたいということを構成市町村の会議の中で議論していただきたい。

住民生活課長：廃棄物処理法の関係も含めて、基本にごみの処理は衛生的に行うのが１番の目的であるので、ごみゼロ検討委員会でも統一した意見を図れるよう、議論していきたいと考えている。

委員長：以上で調査事項「イ 新中間処理施設整備基本構想について」を終了する。

委員長：自由討議は必要か。

常通委員：委員会の質疑に対し町は柔軟な対応を取っているため、自由討議は不要である。

委員長：自由討議は行わないこととする。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について
正副一任とする。

(2) その他

委員長：11月14日意見交換会を予定していたが、コロナにより延期している。相手方との相談により、できれば対面で行いたいとの要望であるため、スケジュール等含め相談しながら実施していきたい。また、11月中のPTAとの意見交換会も延期となっている。実施方法については現在PTAに意向を伺っているところ。書面であった場合、設問を設けたもの送るということになっている。資料作成についても正副一任でよろしいか。

(異議なし)

委員長：ほか意見は。

委員、議長、事務局ともになし。

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	1名	報道関係者	1名	議員	0名	合計	2名
令和2年11月26日								
厚生文教常任委員会委員長 立川 美穂								